

＜狩猟者登録に必要な狩猟税・登録手数料額＞

狩猟免許の区分	狩猟者登録年度の 県民税に係る区分	狩猟税（円）			登録手数料 （円）
		通常税額	特例税額		
			許可捕獲者 <u>（いわゆる有害 鳥獣捕獲者）</u>	対象鳥獣捕獲 員、認定鳥獣 捕獲等事業者 の捕獲従事者	
第一種銃猟免許 （装薬銃） （空気銃）	①県民税の所得割額を 納める者 ②①の者の控除対象配 偶者又は扶養親族 （農林水産業に従事す る人を除く）	16,500	8,200	免除	1,800
	県民税所得割額の納付 を要しない者 （注）狩猟税納付書の 「狩猟税に関する証明 書」欄に市町村等の証明 が必要です。	11,000	5,500	免除	1,800
網猟またはわ な猟免許	①県民税の所得割額を 納める者 ②①の者の控除対象配 偶者又は扶養親族（農 林水産業に従事する人 を除く）	8,200	4,100	免除	1,800
	県民税所得割額の納付 を要しない者 （注）狩猟税納付書の 「狩猟税に関する証明 書」欄に市町村等の証 明が必要です。	5,500	2,700	免除	1,800
第二種銃猟免 許 （空気銃）		5,500	2,700	免除	1,800

- ※ 1 第一種銃猟免許を受けた方が、装薬銃と空気銃を併せて使用される場合は、空気銃に係る狩猟税は課税されません。
 2 先に空気銃のみを使用することを理由に第二種銃猟免許の登録を受けている方が、その登録期間中に装薬銃を使用するために第一種銃猟免許の登録をされる場合は、空気銃に係る狩猟税に加えて装薬銃に係る狩猟税が課税されます。

3 その他

- (1) 狩猟者登録手続きには狩猟免許番号が必要ですので、狩猟免許状を持参するなど、番号がわかるよう準備をお願いします。
- (2) 1の(1) 猟友会員の日程で登録申請を行う場合は、事前に鳥取県猟友会への入会手続きを行い、申請書類を各支部に提出する必要がありますので御了承ください。
 ただし、鳥取支部が所管する地域にお住まいの場合、鳥取支部の登録申請受付日程で、同日に鳥取県猟友会への入会手続きを行うことが可能です。詳しくは鳥取県猟友会にお問い合わせください。